

創業支援サポートローン

新たに事業を
始められる方
を応援します



商品内容

ご利用頂ける方

当組合営業エリア内で新たに創業しようとする法人および
個人事業主、又は創業後2年以内の法人および個人事業主。

お使いみち

「創業」に必要な資金
※創業前および開業後2年以内

ご融資金額

1,500万円以内

ご融資期間

運転資金……7年以内(据置1年以内可)
設備資金……10年以内(据置1年以内可)

ご返済方法

元金均等または元利均等分割返済

担 保 証 人

担 保: 申込内容に応じて担保が必要な場合があります。
(土地、建物購入等)

保証人: 《法人》原則、代表者1名
《個人事業主》原則、事業に従事する配偶者

※但し、事業に従事する配偶者がおられない場合、個別対応と致します。

●その他

※審査の結果、ご希望に添えない場合がございますのでご了承下さい。

●お申込み時にご用意いただくもの

- (1)事業計画書
- (2)定款および法人登記簿謄本、設立開業届書
- (3)許認可証の写し
- (4)固定資産評価証明書、納税証明書(国税、県税、市町村民税)
- (5)資金使途確認資料等

※その他の書類をお願いする場合がございます。



滋賀県信用組合

<https://www.shigaken.shinkumi.jp>